

社会保険労務士からの三方一両得だより

平成31年1月20日 第112号

佐野厄よけ大師に行ってきました

1月5日に佐野厄よけ大師に行ってきました。地元の神社で初詣は済ませていましたが、ふとテレビCMで見かける有名なところはどんな様子なのかと気になったためです。

場所をホームページで確認しようとする、トップページにチラシのPDFが置いてありました。その文字の形や字を斜めにするデザインが、なんだかデモのビラのような雰囲気でした。インパクトは絶大です。意味成功なのかもしれません。



最近はこのスタイルは見かけませんよね。

佐野市役所の駐車場に車を停めて、大師に向かいます。何かを食べながら歩いている人がやたらと多いのが目に付きました。境内に入ると参拝の行列がロープを使って整列させられており、複数の警備員の方がハンドマイクで案内していました。三が日なら分かるのですが、いくら有名なところだからといって、ここまで人が多いとは思わず、本当に驚きました。

正門を出ると、目の前にある観光物産会館という建物にみんなが吸い込まれていきます。中に入ってみたところ、普通の土産物屋さんのようなものなのですが、多数あるレジの前はどれも大行列。どなたも異常なテンションで買い物されていました。何かのパワーがあるのかもしれません。

私も釣られていもフライとケバブを購入し、その場で食べてから家路につきました。



こんなところまで自動化されています。



表面が乾いているだけでした。

我が家の畑

年末年始は風邪をひいて寝込んでしまい、畑の荒起しはまだ出来ていません。休みの日にも、なかなか時間が取れず、今年はまだ畑に行っていません。さぞかし、雑草が茂っていることでしょう。

ということ、少しだけ庭の畑の手入れをしました。長い部分を増やすための土寄せをしました。しばらく雨が降らず空気が乾燥しているというニュースが連日流れていましたので、さぞかし畑も乾燥しているかと思いましたが、スコップを入れると全く乾燥しておらず、驚きました。

注目裁判から考える皆勤手当

昨年6月は、正規雇用と非正規雇用との待遇格差に関する大きな最高裁判決(長澤運輸事件とハマキョウレックス事件)があり、たいへん注目を集めました。このうちハマキョウレックス事件は、被上告人(今回は契約社員)が皆勤手当の支給要件を満たしているか等について審理を尽くさせる目的で差戻しとなっていました。この差戻後の大阪高裁判決が12月21日にあり、契約社員に対する皆勤手当の不支給は不合理な差にあたる(契約社員にも皆勤手当を支給するべきだ)として、皆勤手当相当額32万円(32カ月分)の支払いが命じられました。

一般的に「皆勤手当」は、一定期間内においてまったく欠勤しなかった従業員に支給される手当をいいます。特に業務の多くがシフト制である会社や、欠員の交代要員の確保が難しい会社などにおいて、従業員の欠勤や遅刻の抑制、積極的な出勤の奨励を目的として導入される傾向にあります。時間外労働等の割増賃金を計算する際は、基準となる賃金に含まれます。

「精勤手当」等という場合もあります。「1日も欠勤しない」というほどのニュアンスはないものの、その趣旨は同じです。

労働政策研究・研修機構「企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査」によると、精皆勤手当・出勤手当を制度化している企業の割合は、期間を定めずに雇われている常用労働者(いわゆる正社員)で22.3%、パートタイム労働者で8.6%となっています。正規雇用に比べ、非正規雇用への支給が少ないのが現状です。



今回の高裁での判決は、正社員と契約社員の間で職務内容(配送業務)が同じであり、出勤する従業員を確保する必要性も同じであるとして、皆勤手当について格差を認めませんでした。昨年末には、いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」も公表されました。実際に中小企業に適用されるのは2021年の4月からですが、すでにそれを先取りした判決が出始めたということになります。今後はこのガイドラインを意識して賃金制度を再検討する必要があるでしょう。